

人権の花運動

～育てよう、思いやりの心と人権意識～



人権の花運動は、「思いやり」の花言葉をもつ「スイセン」や「アネモネ」を児童たちが協力し合い育てることを通じて、助け合いや感謝することの大切さを学び、命の尊さや相手への思いやりなどの人権感覚を身につけてもらうとするものです。この運動は人権擁護委員が中心となって毎年実施しており、今年で38回目を迎えます。



(10月25日 南つつじヶ丘小学校)



(10月6日 曽我部小学校)



(11月1日 つつじヶ丘小学校)

昨年秋に、亀岡小学校・曽我部小学校・大井小学校・つつじヶ丘小学校・城西小学校・南つつじヶ丘小学校の6校を人権擁護委員が訪れ、球根やプランターを贈りました。児童たちは、京都地方法務局園部支局長や人権擁護委員から人権の大切さについての話を聞き、その後球根を植え付けました。

3月ごろ、きれいな花を咲かせます。



(10月14日 城西小学校)



(11月8日 大井小学校)



(11月17日 亀岡小学校)



スマホ・ケータイ人権教室

～トラブル事例や危険性を学ぼう～

子どもの人権を守る活動として、京都地方法務局と京都府人権擁護委員連合会が携帯電話会社と連携して開いています。今年度は市内の小・中学校から高校までの5校で実施。それぞれの学年に応じて、インターネットや携帯電話の日常的なやり取りから起こるトラブル事例や危険性を学びました。実際にいじめやトラブルに巻き込まれた時は「一人で悩まず、すぐに相談しよう!」と、相談窓口やSOSミニレターを亀岡市人権擁護委員が紹介しました。

携帯電話をもつ割合が低学年でも年々増えており、小学生でもほとんどが携帯電話を使ったことがある状況です。どの事例も身近に起こりうる問題で、みんな真剣に聞き入っていました。



(9月15日 南丹高校)



(11月24日 亀岡小学校)